

県内市町給与・定員管理の状況について

香川県政策部自治振興課

行政・公務員グループ

令和6年12月

1 市町の給与の状況について

全地方公共団体における地方公務員の給与に関する実態調査（「地方公務員給与実態調査」）について、総務省からの公表にあわせて、令和6年4月1日現在の県内市町の給与の状況を次のとおり、とりまとめましたので公表します。

なお、地方公務員法第58条の2に基づく人事行政の運営等の状況の公表や各市町のホームページに掲載されている「地方公共団体給与情報等公表システム」においても、給与の状況について公表されています。

（県のホームページ（https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_9/dir8_9_2/wwgh4y161226153548.shtml）でリンクを行っています。）

ポイント

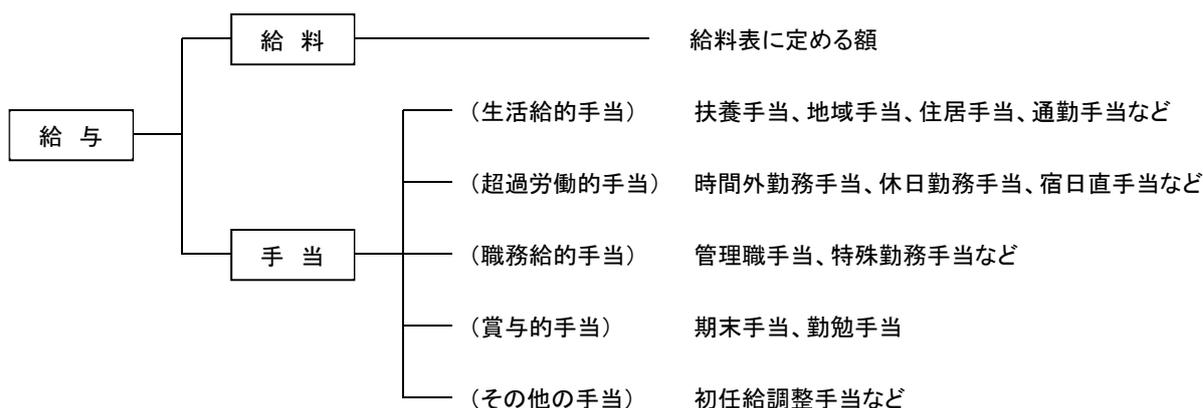
国より行政職給料表の号級数が多い団体は14団体
→② 給料表の状況（一般行政職）

（均衡の原則）

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

（地方公務員法第24条第2項）

【参考】職員の給与体系



① 職員数、平均給料月額、平均給与月額、平均経験年数、平均年齢の状況

①-1 一般行政職の状況

市町名	職員数 (人)	平均給料 月 額 (円)	平均給与 月 額 (円)	平均経験 年 数	平均年齢
高 松 市	1,524	319,900	405,804	19.4 年	41.9 歳
丸 亀 市	430	321,800	392,710	20.8 年	43.2 歳
坂 出 市	296	306,800	385,561	17.8 年	40.5 歳
善 通 寺 市	151	321,400	381,218	20.1 年	43.0 歳
観 音 寺 市	269	316,200	365,261	19.7 年	42.3 歳
さ め き 市	239	338,400	395,707	22.7 年	44.8 歳
東かがわ市	185	326,400	387,289	21.1 年	43.7 歳
三 豊 市	358	319,100	364,697	20.2 年	43.2 歳
土 庄 町	108	290,700	334,780	18.1 年	40.8 歳
小 豆 島 町	121	307,900	364,232	20.0 年	43.3 歳
三 木 町	126	303,500	366,087	17.3 年	41.0 歳
直 島 町	45	319,300	398,824	20.4 年	42.6 歳
宇 多 津 町	71	310,200	371,729	19.1 年	42.8 歳
綾 川 町	109	315,600	378,779	18.8 年	42.3 歳
琴 平 町	78	299,100	351,079	20.3 年	42.7 歳
多 度 津 町	114	303,600	355,599	17.7 年	40.3 歳
まんのう町	119	328,500	381,009	22.7 年	45.3 歳

※1 平均給料月額及び平均給与月額は、令和6年4月分である。

※2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当（扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等）の額を合計したものである。

※3 平均経験年数及び平均年齢は、10進法で表している。

①-2 技能労務職の状況

市町名	職員数 (人)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 (円)	平均経験 年数	平均年齢
高松市	326	337,700	394,947	30.6年	49.3歳
丸亀市	100	327,200	365,819	28.7年	48.9歳
坂出市	27	299,400	358,739	26.6年	48.4歳
善通寺市	—	—	—	—	—
観音寺市	12	326,000	365,724	36.4年	57.2歳
さぬき市	6	332,600	356,950	27.7年	52.8歳
東かがわ市	6	322,700	342,100	32.1年	60.3歳
三豊市	39	308,000	320,538	32.2年	55.0歳
土庄町	1	*	*	*	*
小豆島町	31	256,900	295,168	19.2年	42.9歳
三木町	7	246,400	280,286	18.2年	51.1歳
直島町	—	—	—	—	—
宇多津町	19	320,400	343,937	26.2年	46.5歳
綾川町	—	—	—	—	—
琴平町	8	286,000	335,601	28.8年	48.4歳
多度津町	4	305,100	342,450	33.3年	54.8歳
まんのう町	7	356,600	367,715	35.1年	53.3歳

※1 平均給料月額及び平均給与月額は、令和6年4月分である。

※2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当（扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等）の額を合計したものである。

※3 平均経験年数及び平均年齢は、10進法で表している。

※4 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン(-)」としている）。

② 給料表の状況（一般行政職）

市町名	給料表の構造			
	級数	国と 同じ		国と異なる
				備考
高松市	9		○	継足：4-31、5-28、6-4、7-16、8-24
丸亀市	8		○	継足：4-35、5-27、6-28、7-44、8-32
坂出市	8		○	継足：4-32、5-28、6-8、7-16、8-12
善通寺市	7		○	継足：4-32、5-16、6-20、7-16
観音寺市	7		○	継足：1-11、4-27、5-27、6-10
さぬき市	8		○	継足：4-30、5-22、6-10
東かがわ市	7		○	継足：4-19、5-8
三豊市	8		○	継足：4-12、5-8
土庄町	6		○	継足：5-8
小豆島町	6		○	継足：5-8
三木町	6		○	継足：5-8
直島町	6	○		
宇多津町	6	○		
綾川町	6		○	継足：5-8
琴平町	6		○	継足：5-8
多度津町	6	○		
まんのう町	6		○	継足：5-8
合計		3	14	

※継足：国俸給表の最高号俸より高い額を当該市町給料表の最高号給としているもの。

（例：国俸給表1級の最高号俸である93号俸と同額が当該市町給料表の1級93号給で、当該市町給料表1級の最高号給が105号給であるもの→1-12と表記する。）

③ 手当の状況（住居手当、通勤手当、特殊勤務手当）

③-1 住居手当の状況

市町名	住 居 手 当		
	借家・借間		自宅
	支給上限額が 国以下	支給上限額が 国より高い	国と同じ (廃止)
高 松 市	○		○
丸 亀 市	○		○
坂 出 市		○	○
善 通 寺 市	○		○
観 音 寺 市	○		○
さ ぬ き 市	○		○
東 か が わ 市	○		○
三 豊 市	○		○
土 庄 町	○		○
小 豆 島 町	○		○
三 木 町	○		○
直 島 町	○		○
宇 多 津 町	○		○
綾 川 町	○		○
琴 平 町	○		○
多 度 津 町	○		○
ま ん の う 町	○		○
合 計	16	1	17

③-2 通勤手当の状況

市町名	通 勤 手 当							
	交通機関利用者			自動車等使用者				
	国と 同じ	国と異なる		国と 同じ	国と異なる			
		運賃相当額 上限なし			支給額高 (※1)	距離区分が異なる(※2)	その他 (※3)	
高松市		○	○		○	○		
丸亀市	○				○	○		
坂出市	○				○	○		
善通寺市	○				○	○		
観音寺市	○				○	○		
さぬき市	○				○	○		
東かがわ市	○				○	○		
三豊市	○				○	○		
土庄町	○				○	○	○	○
小豆島町	○				○	○		○
三木町	○				○	○		
直島町	○				○	○		
宇多津町	○				○	○		
綾川町	○				○	○		
琴平町	○				○	○		
多度津町	○				○	○		
まんのう町	○				○	○		
合 計	16	1	1	0	17	17	1	2

※1 一部のみ高い場合を含む。

※2 最長区分が国より短いだけのものは除く。

※3 路線バス利用促進の特例

③-3 特殊勤務手当の状況

市町名	特殊勤務手当				
	条例等の名称	A	B	C	計
高松市	高松市職員特殊勤務手当支給規程	6	1	23	30
	高松市病院局企業職員給与規程	4		13	17
	小計	10	1	36	47
丸亀市	丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例	2		11	13
	丸亀市モーターボート競走事業職員の特殊勤務手当に関する規程			1	1
	小計	2		12	14
坂出市	坂出市職員の特殊勤務手当に関する条例	1		9	10
善通寺市	善通寺市職員の特殊勤務手当に関する条例		2	10	12
観音寺市	観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例	1	1	7	9
さぬき市	さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例	1	1	7	9
	さぬき市病院事業職員の給与に関する規程	1		21	22
	小計	2	1	28	31
東かがわ市	東かがわ市職員の特殊勤務手当に関する条例・同規則	2		4	6
三豊市	三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例	2		4	6
土庄町	土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例・同施行規則	1		4	5
小豆島町	小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例・同施行規則	3		4	7
三木町	職員の特殊勤務手当に関する条例	1			1
直島町	職員の給与に関する条例	2		3	5
宇多津町	宇多津町職員の特殊勤務手当に関する条例	2		4	6
綾川町	綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例	2		10	12
琴平町	職員の特殊勤務手当に関する条例・施行規則	2	1	7	10
多度津町	職員の特殊勤務手当に関する条例・同条例施行規則	1		5	6
	多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例	1		2	3
	小計	2		7	9
まんのう町	まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例・規則	3		6	9
合計		38	6	155	199

※A～Cの内容は以下のとおりである。

- A：国が特殊勤務手当（人事院規則9-30第2条に定める手当をいう。）で措置している勤務と同様の勤務に対して設けている手当
- B：A以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当（国の措置の例：俸給表、俸給の調整額等）
- C：A及びB以外の手当

2 市町の定員管理の状況について

定員管理について

全国の地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態調査（「定員管理調査」）について、総務省からの公表にあわせて、令和6年4月1日現在の県内市町の定員管理の状況が次のとおり、とりまとまりましたので公表します。

地方公共団体は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）において、平成17年度から平成21年度までの行政改革の計画（「集中改革プラン」）を公表すること、特に、定員管理の適正化計画については、平成22年4月1日における数値目標を掲げることが要請されていました。

各団体においては、この数値目標の着実な達成のため、事務事業の見直しや組織の統廃合、民間委託の推進等さまざまな手法により、定員の純減に取り組んできました。

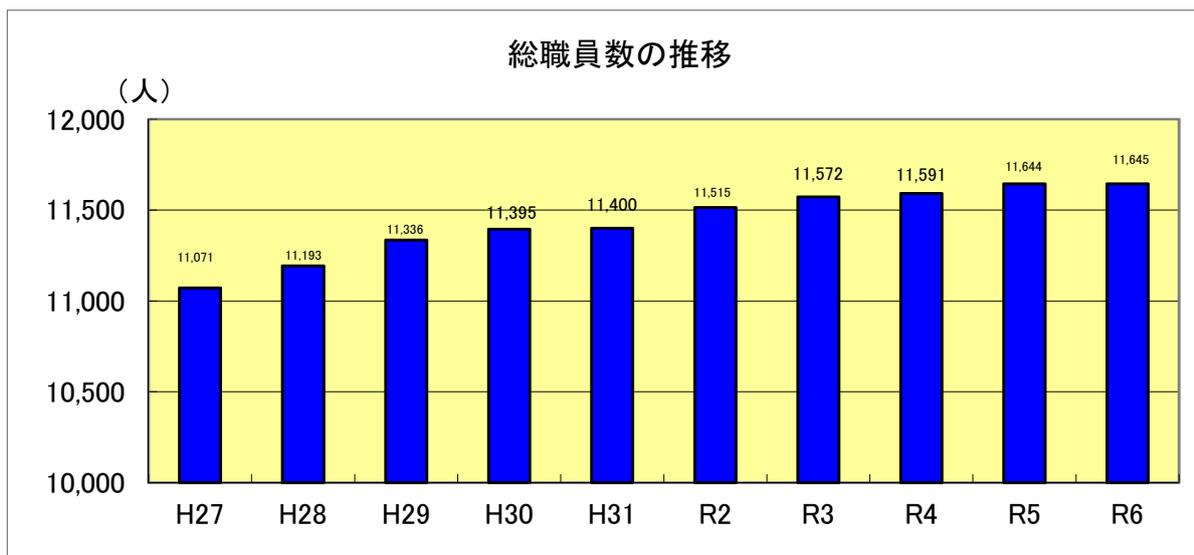
1 総職員数の状況

令和6年4月1日現在における県内市町及び一部事務組合等の総職員数は、11,645人となっており、対前年比で1人の純増となっています。また、集中改革プランが始まった平成17年比の総職員数は、累積1,282人の純減となっています。

（単位：人）

区分 年度	市	町	一部事務 組合等	総職員数	対前年増減数
H27	7,811	1,829	1,431	11,071	△ 18
H28	7,868	1,602	1,723	11,193	122
H29	7,981	1,634	1,721	11,336	143
H30	7,843	1,639	1,913	11,395	59
H31	7,858	1,632	1,910	11,400	5
R2	7,965	1,633	1,917	11,515	115
R3	8,022	1,632	1,918	11,572	57
R4	8,037	1,629	1,925	11,591	19
R5	8,101	1,640	1,903	11,644	53
R6	8,048	1,627	1,970	11,645	1

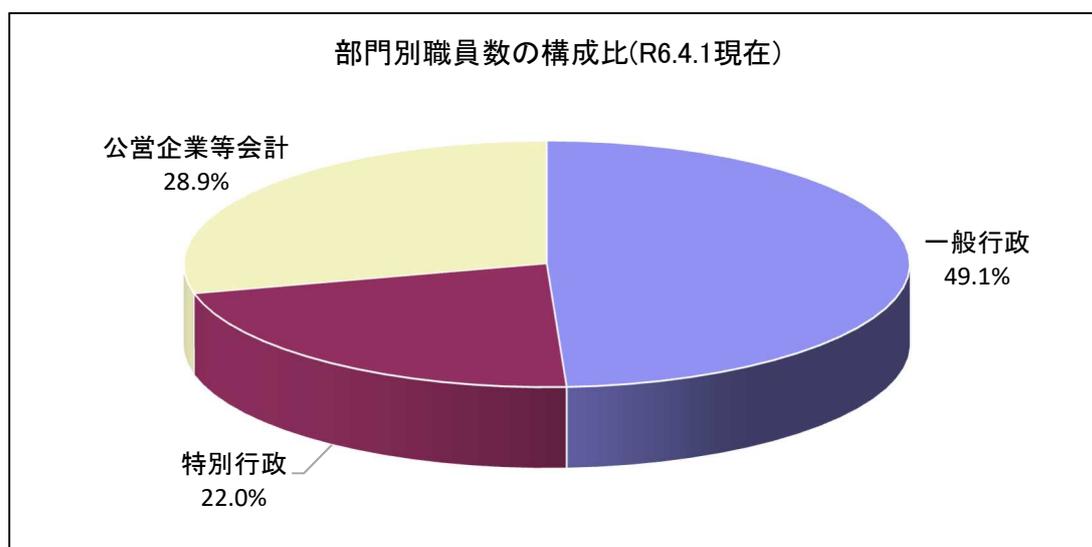
（備考） 職員数は、各年4月1日現在



2 部門別職員数の状況

総職員数を行政部門別にみると、一般行政部門が5,721人で全体の49.1%を占め、特別行政部門が2,557人で22.0%、公営企業等会計部門が3,367人で28.9%となっています。

- ・ 一般行政部門 [議会、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木]
国の法令等による職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門
- ・ 特別行政部門 [教育、消防]
国の法令等による職員の配置基準が定められている場合が多く、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門
- ・ 公営企業等会計部門 [病院、水道、交通、下水道、その他]
独立採算を基調として企業経営の観点から定員管理が行われている部門



3 市町別の職員数の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

区分 団体名	一般行政 部門	特別行政 部門	公営企業等 会計部門	総合計	対昨年 増減数
高松市	2,137	997	674	3,808	2
丸亀市	574	263	100	937	△ 22
坂出市	364	137	325	826	5
善通寺市	163	95	28	286	△ 5
観音寺市	321	99	56	476	△ 7
さぬき市	285	61	324	670	△ 11
東かがわ市	250	25	16	291	△ 6
三豊市	427	164	163	754	△ 9
土庄町	129	18	31	178	2
小豆島町	121	34	62	217	△ 5
三木町	147	45	21	213	△ 7
直島町	61	11	7	79	2
宇多津町	99	15	12	126	△ 2
綾川町	136	22	109	267	△ 6
琴平町	103	11	13	127	△ 1
多度津町	110	67	20	197	3
まんのう町	138	59	26	223	1
市町計	5,565	2,123	1,987	9,675	△ 66
一部事務組合等計	156	434	1,380	1,970	67
合計	5,721	2,557	3,367	11,645	1